第四款　貿易経済安全保障局

（情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官）

第十五条　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。

2　情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。

3　情報調査室に、室長を置く。

4　技術調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　技術調査室に、室長を置く。

6　経済安全保障国際戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策のうち国際戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第十六条及び第十七条　削除

（国際投資管理室）

第二十条　安全保障貿易管理課に、国際投資管理室を置く。

2　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

3　国際投資管理室に、室長を置く。

第五款　イノベーション・環境局

（イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官及び企画官）

第二十二条　総務課に、イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官二人及び企画官一人を置く。

第四款　貿易経済協力局

（貿易保険検査官）

第十五条　総務課に、貿易保険検査官一人を置く。

2　貿易保険検査官は、命を受けて、貿易保険法第三十二条の規定に基づく検査の実施に関する事務を行う。

第十六条　削除

（資金協力室）

第十七条　通商金融課に、資金協力室を置く。

2　資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に関する調査及び調整に関する事務をつかさどる。

3　資金協力室に、室長を置く。

（情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室並びに経済安全保障国際戦略企画官）

第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。

2　情報調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。

3　情報調査室に、室長を置く。

4　技術調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　技術調査室に、室長を置く。

6　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

7　国際投資管理室に、室長を置く。

8　経済安全保障国際戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務のうち国際戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第五款　産業技術環境局

（技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官及び企画官）

第二十二条　総務課に、技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官二人及び企画官一人を置く。